

# 「福祉のしごと 相談・面接会」(地域密着相談面接会) 開催要項

## 1 目 的

この相談・面接会は、身近な地域において、持っている福祉の資格を活かして仕事がしたい、福祉の仕事に関心があって福祉の職場で働いてみたいという就労意欲のある人材を掘り起し、求人施設・事業所と結び付けることにより、福祉人材の確保に資することを目的とする。

**2 主 催** 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会  
江戸川区熟年者福祉施設連絡会  
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター  
ハローワーク木場

**3 後 援** 江戸川区

**4 開催日時** 令和7年9月27日(土) 10時30分～14時30分(求職者受付14時まで)

**5 会 場** タワーホール船堀 2階 福寿・桃源 (江戸川区船堀 4-1-1 ☎03-5676-2211)

## 6 内 容

### (1) 相談・面接会

- ・面接会冒頭で、出展施設・事業所が事業内容の説明やPRを行う。
- ・出展施設・事業所は、福祉の仕事に関心のある求職者と相談・面接を実施する。

### (2) 相談コーナー

- ・福祉の仕事に関心はあるがよくわからないという方や、まずはボランティア活動をしてみたいという方を対象とした相談を実施する。

## 7 出展施設・事業所の要件

江戸川区内の福祉施設・事業所を中心に30カ所を予定

原則として、以下(1)～(8)の要件を全て満たしている施設・事業所が対象

(1) 東京都福祉人材センターの求人取扱い範囲(下記①～⑥にあげる事業所における全職種及び⑦の職種)の求人がある施設・事業所で、ハローワーク木場が取り扱うもの。

①社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む。)を実施する事業所

②介護保険法に規定する介護保険事業所

③障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

④その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

⑤地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

⑥行政の相談所等(本庁部局及び出先機関を含む。)

⑦社会福祉の国家資格等を必要とする職種(上記①～⑥以外の事業所を含む。)

(2) 求人の内容が、労働関係法規を遵守していること。

(3) 募集時点で、労働条件を明示できる求人であること。

(4) 非常勤・パート等、正規職員以外の求人があること。

(5) 事業所の見学を希望する求職者には、対応すること。

(6) 参加が決定した場合は、開催日当日まで求人枠を確保すること。

(7) 参加決定後、ハローワーク木場の求人票を作成すること。

※登録ヘルパー(非定型的パートタイムヘルパー)の求人については、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について(平成16年8月27日基発第0827001号)」に基づき、定められた労働条件等について明示できるものに限る。

※求人募集は、各法人4件を上限とする。

## 8 相談・面接会への参加対象者

福祉の資格をお持ちの方、福祉の仕事に関心のある方

## 9 広報等について(予定)

- (1)江戸川区広報への掲載(9月1日号)、区施設掲示板(ポスター)、区広報スタンド(チラシ)
- (2)東京都社会福祉協議会、江戸川区社会福祉協議会及び江戸川区ホームページに掲載
- (3)東京都福祉人材センター、ハローワーク木場でポスター掲示、チラシ配布
- (4)江戸川区内の町会掲示板(チラシ3,500枚)
- (5)参加施設・事業所でポスター掲示、チラシ配布など
- (6)「福祉のお仕事」求職者マイページ登録者へのメール送信
- (7)SNSでの情報発信など

## 10 その他

参加決定後、やむを得ず出展を辞退する場合は、開催日前日までに江戸川区社会福祉協議会に連絡すること。当日無断欠席した場合は、次回以降の参加を制限する場合があります。